平成２８年（フ）第１９７２号
札幌市北区篠路１条４丁目７番12―101号
債務者　大関　彩子（旧姓新・川原）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８４号
札幌市中央区南11条西８丁目３番11―401号
債務者　大月　由美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００３号
札幌市北区篠路７条２丁目４番７号
債務者　中野　英之
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００９号
北海道恵庭市相生町427番地（レオパレスフロンティア104号）
債務者　丸山　勝久
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３３号
札幌市東区北40条東14丁目２番25号　ニューパレス40―203号
債務者　鳴海三七子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５５号
札幌市中央区南14条西18丁目７番５―401号
債務者　木村　裕美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６５号
札幌市南区真駒内本町６丁目２番１―401号
債務者　藤澤　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４０号
相模原市中央区共和２丁目17番１号　キャトルセゾン淵野辺307
債務者　石田　直也
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５１号
相模原市緑区向原１丁目７番９号　ヴェルドワイエ城山102
債務者　斉藤　公鶴
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５６号
京都府京丹後市峰山町菅44番地の12
債務者　藤村　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第９００号
大阪府羽曳野市古市７丁目６番５号
債務者　菊本　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７４４号
大阪府門真市中町７番２号　101号
債務者　宮平　善和
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２２号
大阪府寝屋川市緑町36番17―305号
債務者　横山　恒夫
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００号
北海道川上郡弟子屈町字美留和489番地１、申立時の住所北海道川上郡弟子屈町泉１丁目３番３号
債務者　中村　　哲
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午後３時45分
釧路地方裁判所

財産状況報告集会等期日変更

平成２８年（フ）第８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安234番地１
破産者　足立　征芳
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成29年１月20日午前10時と変更する。
平成28年11月４日　鳥取地方裁判所倉吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９９４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4673番地１、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲492番地１サンハイム篠栗501号
破産者　村瀬　敬眞
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３３１号
北九州市小倉北区西港町94番地の９北九州市中央卸売市場内水産棟27
破産者　株式会社スミタ屋
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部